



最高裁秘書第4710号

平成29年11月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

10月4日付け（同月6日受付，最高裁秘書第4179号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 高等裁判所事務局長事務打合せ配布資料目録（片面で1枚）
- (2) 高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿（片面で1枚）
- (3) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（片面で1枚）
- (4) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（フリーディスカッション）（片面で1枚）
- (5) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（裁判官の人事について）（片面で1枚）
- (6) 高等裁判所事務局長事務打合せ進行予定等（片面で1枚）
- (7) 平成29年10月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

高等裁判所事務局長事務打合せ配布資料目録

- 1 出席者名簿
- 2 事務打合せ席図
- 3 事務打合せ進行予定

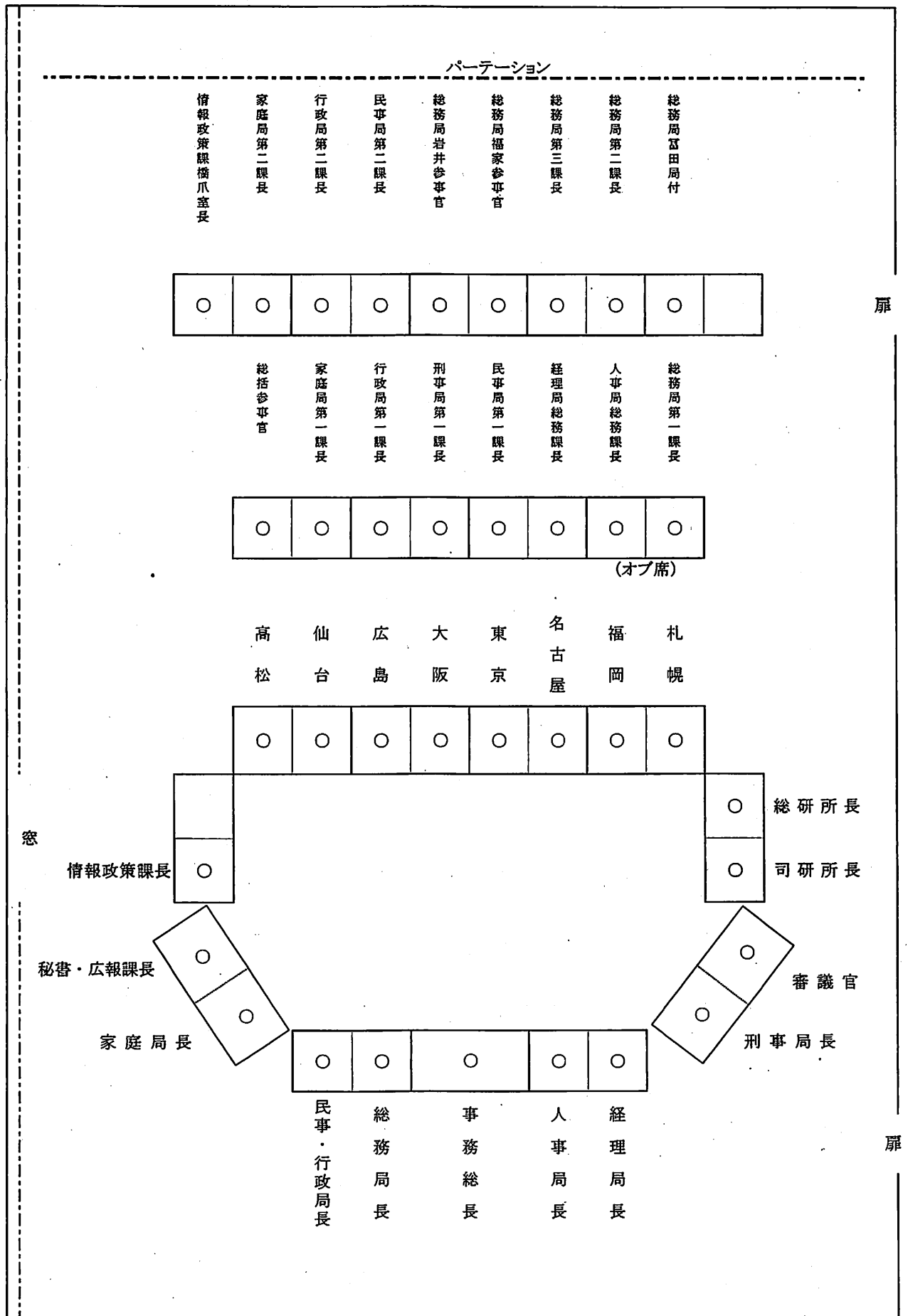
高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿

東京高等裁判所事務局長	吉	崎	佳	弥
大阪高等裁判所事務局長	井	上	直	哉
名古屋高等裁判所事務局長	森	島		聡
広島高等裁判所事務局長	友	重	雅	裕
福岡高等裁判所事務局長	安	永	健	次
仙台高等裁判所事務局長	竹	内		努
札幌高等裁判所事務局長	坂	田	威 一	郎
高松高等裁判所事務局長	下	津	健	司

高等裁判所事務局長事務打合せ席図

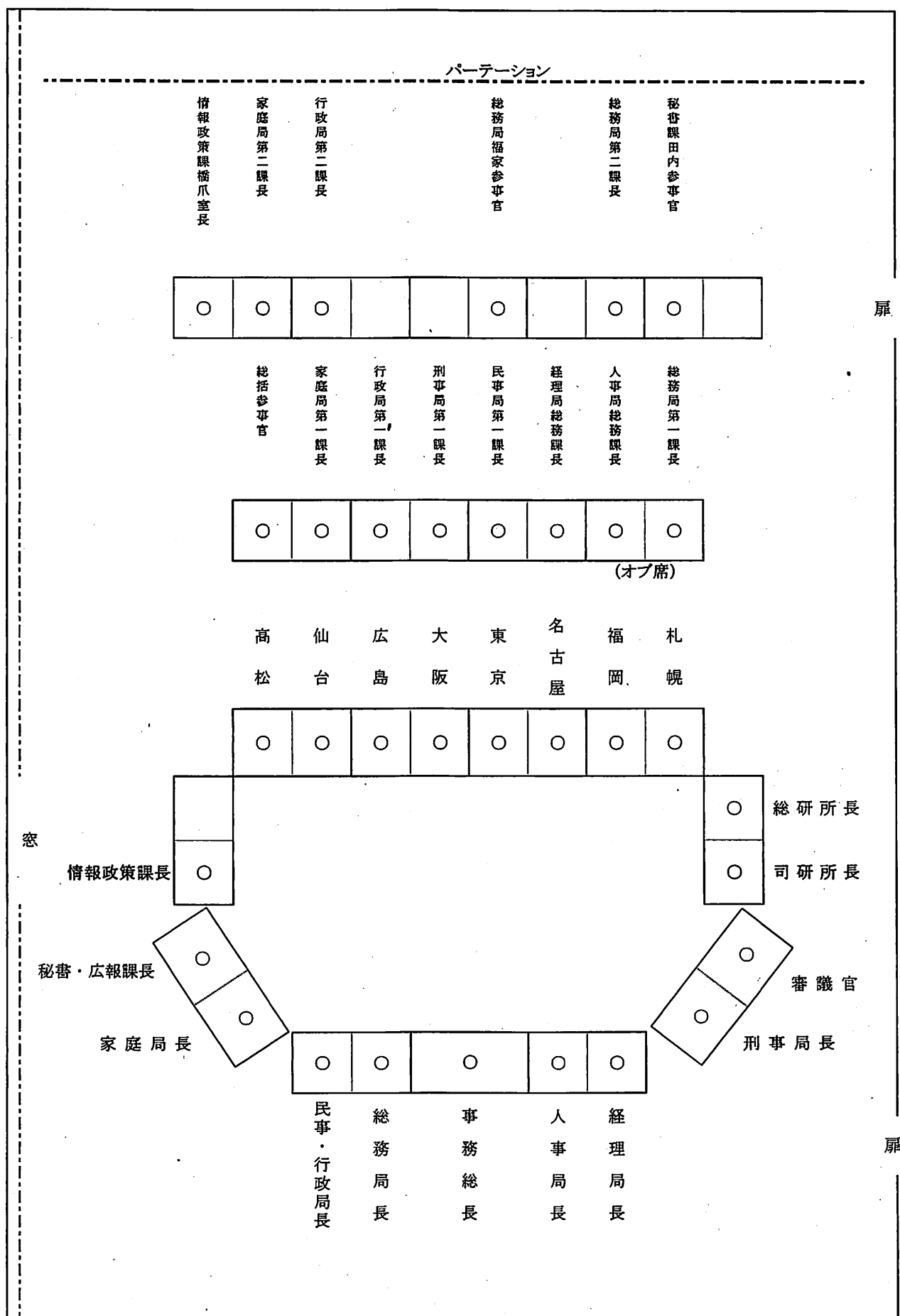
平成29年10月6日(金)

最高裁判所中会議室



平成29年10月6日(金)
最高裁判所中会議室

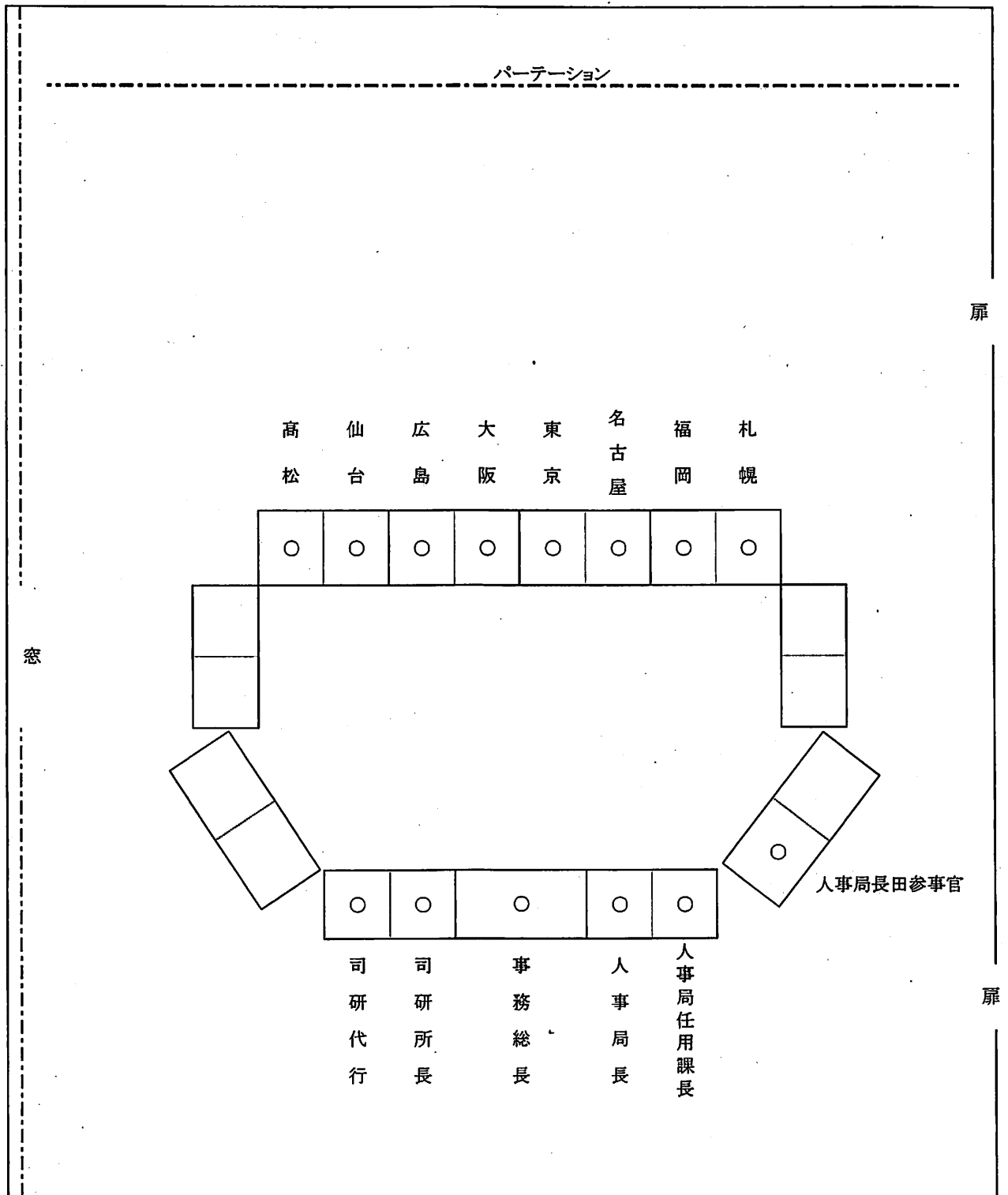
最高裁判所中会議室



高等裁判所事務局長事務打合せ席図(裁判官の人事について)

平成29年10月6日(金)

最高裁判所中会議室



高等裁判所事務局長事務打合せ進行予定等

日時 平成29年10月6日(金)

場所 中会議室(懇親会は地下食堂)

時間(予定)	協議テーマ	出席予定者等	
10:00～10:15	事務総長あいさつ	事務総長 総務局長 人事局長 経理局長 民事・行政局長 刑事局長 家庭局長 審議官 秘書・広報課長 情報政策課長 司研所長 総研所長	(オブ席) 総務局岩井参事官
10:15～12:15	1 協議 ○ 庁舎内の安全問題について	(オブ席) 総務局第三課長 総務局岩井参事官 総務局富田局付 民事局第二課長	
	○ 事務改善に向けた取組について		
12:15～13:00	休憩・昼食	総括参事官 情報政策課橋爪室長	
13:00～14:20	○ 事務改善に向けた取組について	(オブ席) 総務局第三課長 総務局富田局付 民事局第二課長	
	○ 裁判手続のIT化について		
14:20～14:30	休憩	総務局第一課長 総務局第二課長 総務局福家参事官 人事局総務課長 経理局総務課長 民事局第一課長 刑事局第一課長 行政局第一課長 行政局第二課長 家庭局第一課長 家庭局第二課長	
14:30～15:20	2 フリーディスカッション		(オブ席) 秘書課田内参事官
15:20～15:50	3 事務総局からの情報提供		(オブ席) 民事局第二課長
15:50～17:00	4 裁判官の人事について(人事局)	事務総長 人事局長 人事局任用課長 人事局長田参事官 司研所長 司研代行	—
17:30～19:00	懇親会(地下食堂)		

平成29年10月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要

【テーマ1】

庁舎内の安全問題について

○ 仙台事案の発生後の各庁における安全確保策の現状と課題

仙台事案が発生した後、既に各庁において実施している庁舎内の安全を確保するための取組や工夫例について紹介がされ、入廷時の所持品検査等の安全確保策を実施していく場合の課題について意見交換された。

○ 今後新たに実施していくに当たっての課題

庁舎内の安全確保策は、庁の規模、事件数や職員の構成など庁の実情により異なるものという共通認識のもと、実情に応じた所持品検査等の安全確保策を適切に実施に移していくための課題に関して、意見交換がされた。

【テーマ2】

事務改善に向けた取組について

○ 各庁の取組状況

適正な事務を確保していくためには、誤りが生じにくい事務フローに見直す等の再発防止の取組が重要であることが、各庁における具体的な取組の成果を紹介しつつ確認された。そして、今後もそのような意識を更に浸透させていく必要があることについて、異論がみられなかった。

そのための方策として、具体的な事例を基に議論をし、その結果を還元していくこと、問題が生じたときに早期の段階で事務局を関与させ、再発防止策の検討を進めていくことの有用性が紹介されたほか、裁判官を含む幹部職員の意識を高めていく必要性なども指摘された。

○ 高裁，最高裁の役割

適正事務を確保するためには，最高裁が細かな指示を行うのではなく，下級裁において自発的な取組を行うことが適切であるとの認識を踏まえ，高裁において，実際の事例などを活用し，その周辺にある問題を考えさせるなどの取組を行うことで，各庁の取組を後押ししていることが紹介された。

【テーマ３】

裁判手続のＩＴ化について

○ ＩＴ化の目的及び検討の進め方

情報通信技術の発展に伴う情報化社会の著しい進展により，国民の生活に関わる様々な分野で手続のＩＴ化が浸透し，それが広く受け入れられていることや，政府内で裁判手続のＩＴ化が検討されていることを踏まえた，最高裁における検討状況について説明がされ，利用者の利便性の向上，関係者の手続保障，情報セキュリティ，費用対効果等の諸般の事情に配慮した，裁判手続にとって真に望ましいＩＴ化の実現に向けて，今後，種々の意見を幅広く取り入れるための方策等について，意見交換がされた。

以 上